

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織運営と法律](#) | [組合活動権 \(2\)](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

組合活動権 (2)

労働組合は、争議に至らない場合でも、自らの要求を実現するために、様々な活動をすることができる。これらの活動に対しても、民事、刑事免責、不利益取扱いの禁止などの原則が働く。

2、組合大会（総会）、職場会議、集会、学習会

組合大会は、労働組合の最高の意思決定機関である。

組合の規模が大きい場合には、全組合員が一堂に会して大会を開くことが困難であるから、代議員制をとり、代議員によって大会が開かれる。

しかし、労働組合の運営は、一人ひとりの組合員の要求に根ざして行われるべきであるから、組合員の声を反映させる場として、職場や部署ごとに構成される職場会議などを開くことが重要になる。

また、賃上げや、その他の重要課題については、その時々々の要請に基づき、集会を開いたり、学習会を開くことも重要だ。

そんな折にも、会社施設の利用問題は、(1)で取り上げた「施設管理権」との絡みが出てくる。

3、組合旗や垂れ幕の掲載

組合旗や垂れ幕を組合事務所に掲げることは自由だ。

問題となるのは、これを会社の施設に掲揚することだ。

ここにも、会社の「施設管理権」の問題が存在する。

4、リボン・ワッペン・腕章・ゼッケンなどの着用

組合の要求を実現するために、要求内容を記載したリボン等を着用したうえで、業務に従事することがある。

これは、組合員が団結して、要求実現を望んでいることを誇示することで、使用者にプレッシャーをかける意味がある。

かつては、春闘時によく見られた風景である。

これに関しては、「職務専念義務」との関係が問題となる。

「職場専念義務」

仕事にリボンやワッペンを着けても労務提供そのものは行わなければならないから、労働契約にも反しないようにも思われる。

しかし、最高裁では、この点について厳しい考え方を示している。

その一方で、実際には、現在でもワッペン着用などの組合は数多い。

結局、実情（その形状や職務内容など）に照らし合わせて、業務に実質的な支障が生じないものは許容されているということだろう。

「電電公社目黒電報電話局事件」(最三小判昭53.12.13)

「大成観光事件」(最三小判昭57.4.13)

「JR東日本（本庄保線区）事件」(仙台高判平4.12.15)

「神奈川国労バッジ事件」(東京高判平11.2.24)

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**